

活動報告書 生類憐れみの令はなぜ出されたのか

藤女子大学文学部文化総合学科 平井上総

1 はじめに

高校で使っている教科書（『詳説日本史 B』山川出版社）によると、江戸幕府の5代将軍徳川綱吉は、仏教の思想により、1685（貞享2）年から20年余りにわたり生類憐れみの令を出し、生類すべての殺生を禁じた、とされている。この法は庶民にとって迷惑であったとされているが、そうした法がなぜ制定されたのだろうか。岡崎寛徳氏の研究をもとに、その背景を探究してみたい。

2 生類憐れみの令の概要

生類憐れみの令とは、一つの法令ではなく、綱吉が将軍だった時期に発令された法をまとめて呼んだものであり、後代につけられた名称であった。犬の保護というイメージが強いが、対象は牛馬や魚介類など幅広い。動物の遺棄や食用、狩猟、飼育などへの規制が行なわれたが、漁猟で生活している者が魚などを捕獲して販売し、庶民がそれを購入して食べることは禁止されていなかった。

生類憐れみの令は、人も対象となっている。1687年の法令には、「捨て子は届け出なくてもいたわり、養うか、養育を望む者のもとにつかわすように」とか、「犬だけではなくすべての生類への慈悲の心によって憐れむように」などと記されている（『改訂版 詳録新日本史史料集成』228ページ）。こうした法によって、動物のみならず人も多く救われたのではないかと推測されている。

3 生類憐れみの令の背景

綱吉がこの法を出した背景として、彼の幼い息子が死んだ時に、隆光という僧が戊年生まれに綱吉に犬を憐れむことを勧めたためだった、という説がある。しかし、隆光は生類憐れみの令の初発令の時期に江戸におらず、彼の日記にも生類憐れみの令に関する記述は無いため、この説は否定されている。

当時は、牛馬や幼児、老人を捨てる行為が多く行なわれており、それが生類憐れみの令の背景の一つとなっていた。また、戦国時代の荒々しい風潮が江戸時代になっても残っていたため、仏教や儒教の思想をもとにそれを一掃し、文治主義を社会に浸透させることが目的であったともされている。人も動物も救い、社会も変えていくという思想のもとに行なわれた政策であった。

綱吉の死後、6代将軍徳川家宣は生類憐れみの令を撤廃した。ただ、綱吉以前の将軍の時代から行なわれていた生類保護の政策もあり、そうしたものについては家宣も引き継ぎ、むやみな生類の殺害や遺棄を禁じた。生類憐れみの令は、以前の将軍の政策を受け継ぎ、大きく発展させた法という要素もあったのだろう。

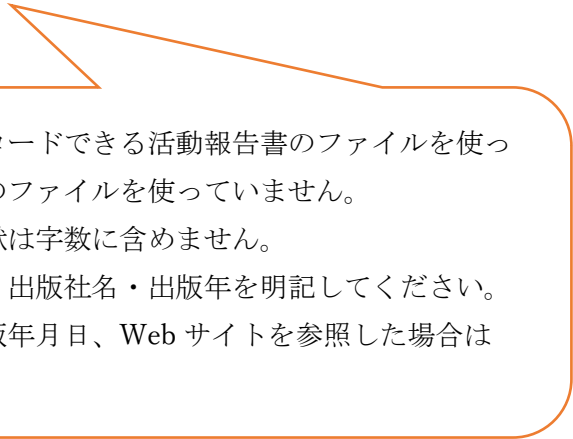
4 おわりに

生類憐れみの令は、単なる動物愛好のための法令ではなく、人を含めた生類に対して日本社会が厳しかったという背景があり、それを変えようとする目的があった。しかし、人々の大きな不満を招き、家宣の代に多くが撤回されたのは、あまりにも過剰な政策になってしまっていたからではないだろうか。今後は、生類憐れみの令に対する人々の反応について調べてみたい。

(本文 1168 文字)

○参考文献

- ・岡崎寛徳「生類憐れみの令とその後」中澤克昭編『人と動物の日本史 2 歴史のなかの動物たち』吉川弘文館、2009 年
- ・坂本賞三・福田豊彦・頼祺一監修『改訂版 詳録新日本史史料集成』第一学習社、2017 年

- 
- ①受験する方は大学のサイトからダウンロードできる活動報告書のファイルを使って書いてください。このサンプルは本来のファイルを使っていません。
 - ②制限の字数は本文が対象です。参考文献は字数に含めません。
 - ③参考文献は、著者名・書名（記事名）・出版社名・出版年を明記してください。雑誌であれば巻・号数、新聞であれば出版年月日、Web サイトを参照した場合は URL と閲覧日が必要です。